特定非営利活動法人　NPO石岡総合スポーツクラブ　定款

第1章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　NPO石岡総合スポーツクラブと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を茨城県石岡市府中１丁目４番８号に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、石岡市を中心に、スポーツ全般を地域住民に普及推進し、さらに指導者及び競技者の育成強化を図るために必要な事業を行い、もつて住民の心身の健全な発達と地域のスポーツの振興、住民の交流、地域の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（2）社会教育の推進を図る活動

（3）まちづくりの推進を図る活動

（4）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（5）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

①スポーツ普及・強化育成事業

②スポーツ指導者の育成・派遣事業

③スポーツ大会・イベントの企画立案運営・協力事業

④スポーツ施設の管理運営事業

⑤障害者スポーツ活動の支援・協力事業

⑥スポーツ情報の提供事業

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（2）その他の事業

①クラブオリジナル商品の制作販売

②スポーツ用品、本・VTRテープ等の物品の斡旋及び販売

２　前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種類）

第６条　この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び任意の団体及び法人

（2）賛助会員　この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び任意の団体及び法人

（入会）

第７条　この法人に、正会員及び賛助会員として入会しようとする者に対し、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める加入申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第 8 条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

（会員の資格喪失）

第 9 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）本人及び団体より退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して3年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第 10 条 会員はこの法人を、退会しようとするときは、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この法人の定款又は規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条 会員がすでに納入した、入会金及び会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（役員及び定数）

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

（1）理事 7名以上30名以内

（2）監事 1名以上 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

3. 理事のうち専務理事1名、常任理事10名以内を置くことができる。

（役員の選任）

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 理事及び監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

（役員の職務）

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代わって行う。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐してこの法人の日常業務を処理する。

5 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の決定事項及び日常業務を処理する。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることが出来ない。
（議事録）
第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）会議の日時及び場所
（2）総会にあっては、正会員の総数及び総会に出席した正会員の人数（書面による表決者及び表決の委任者を含む）。 理事会、常任理事会にあってはその出席者氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）。
（3）審議事項
（4）議事の経過及び議決結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、捺印しなければならない。
3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1） 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2） 前項の事項を提案した者の氏名または名称
（3） 総会の決議があったものとみなされた日
（4） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

（資産の構成）
第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）入会金及び会費
（2）賛助金品及び寄付金品
（3）財産から生じる収入
（4）事業に伴う収入
（5）その他の収入
（資産の区分）
第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。
（資産の管理）
第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（資産の管理）
第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第35条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとする。
（会計の区分）
第36条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種類とする。
（事業計画及び予算）
第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第38条 前条の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は，理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用）

第 39 条　予算超過または予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることができる。
　2　予備費を使用するときは、理事会の議決をへなければならない。
（予算の追加及び更正）
第 40 条　予算議決後においてやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 41 条　この法人の事業報告及び活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。
　2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第 42 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
（臨機の措置）
第 43 条　予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 44 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動法人の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
（5）社員の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
（7）会議に関する事項
（8）その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
（9）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
（10）　定款の変更に関する事項
第 45 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産
（6）所轄庁による設立の認証の取り消し
　2　前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。
　3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第 46 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡する。
（合併）
第 47 条　この法人は、他の特定非営利活動法人と合併するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
　2. 合併手続きは、法第 34 条第 4 項及び法第 37 条に従うものとする。

第8章　公告の方法

（公告）

第 48 条　この法人の公告は、官報及びこの法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲示する。

第9章　雑則

（細則）

第 49 条　この法人の、定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附　　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2006 年 6 月 31 日までとする。

3　この法人の設立当初、事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。

5　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金　　1,000 円

（2）会費

①個人会員　6,000 円

②家族会員　10,000 円

③団体会員　10,000 円（1口）

付則

1. 2010 年 6 月 6 日一部改訂
2. 2012 年 8 月 25 日一部改訂